

【正誤表および追補】 新不動産登記先例・実例総覧

246頁 1行目  
〔誤〕 ◇ア.  
〔正〕 ◇イ.

247頁20行目  
〔誤〕 (甲区1番)  
〔正〕 (甲区2番)

246頁15行目  
〔誤〕 ◇ア.  
〔正〕 ◇ウ.

247頁下から2行目  
〔誤〕 Bには通知されない(登記記録に住所氏名が記入されるが、更正登記につき義務者)  
〔正〕 A、Bとも通知されない。

247頁 6行目  
〔誤〕 所有権一部  
〔正〕 所有権

248頁 5行目  
〔誤〕 (甲区2番)  
〔正〕 (甲区1番)

〔監修者補説〕

Q 登記識別情報の通知がされる場合とされない場合をわかりやすく説明してもらいたい。

A 登記の内容別に整理すると次表のとおりとなる。

登記の内容	登記識別情報の通知
所有権の移転の登記の抹消	当該抹消された登記の前の所有権の登記の登記名義人について新たな登記がされるものではない。したがって、当該登記名義人に新たな登記識別情報の通知はされない。 ※この場合において、前の登記名義人が権利に関する登記をする場合に提供すべき登記識別情報は、従前の登記識別情報である。
甲の単独所有の不動産について、甲・乙の共有とする所有権の更正の登記	乙について登記識別情報が通知される。
甲乙共有の不動産について、乙の単独の所有とする所有権の更正の登記	乙について登記識別情報の通知がされる。
甲乙共有の不動産について、乙の持分を甲に移転する持分全部移転の登記(登記簿上の甲と持分移転登記権利者の甲は同一人)	甲について登記識別情報の通知がされる。
乙丙共有の不動産について、乙の持分を甲に移転する持分全部移転の登記(第1の登記)及び丙の持分を甲に移転する持分全部移転の登記(第2の登記)をする場合	第1の登記及び第2の登記共に甲について登記識別情報の通知がされる。
乙丙共有の不動産について、乙持分を目的として甲が抵当権設定の登記(第1の登記)をし、また、共同担保物件として丙持分を目的として甲が抵当権の追加設定登記(第2の登記)をする場合	第1の登記及び第2の登記共に甲について登記識別情報の通知がされる。
甲から乙への所有権の移転の登記を所有権の一部の移転の登記とする所有権の更正の登記	通知されない。
甲から乙への所有権の一部(持分2分の1)の移転の登記を所有権(全部)の移転の登記とする所有権の更正の登記	乙について登記識別情報の通知がされる。
甲2分の1、乙2分の1の共有とする所有権の移転の登記を甲持分3分の2、乙持分3分の1とする所有権の更正の登記をする場合	通知されない。
持分を目的とする抵当権の効力を所有権の全部に及ぼす変更登記	通知されない。
甲持分を目的とする抵当権設定登記を抵当権設定とする抵当権更正の登記(甲乙共有不動産)	通知されない。
抵当権の設定の登記を甲持分の抵当権設定登記とする抵当権更正の登記(甲乙共有不動産)	通知されない。
抹消された抵当権設定登記の回復の登記	通知されない。